



平成31年4月第2号（豚）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

～新年度あいさつ～

このたび青木所長の後任として東部家畜保健衛生所長に着任しました芦澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には平素より家畜保健衛生所業務の推進に御理解・御協力をいただき心より御礼申し上げます。

さて、国内では、平成30年9月岐阜県において、平成4年以来26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認されました。その後も岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府で発生があり、現在まで17事例の発生となっています。県内においては、豚流行性下痢の発生が続いており、昨年9月以降76例の発生があり、うち56件が当所管内となっています。一方、近隣国では、中国、モンゴル、ベトナムでアフリカ豚コレラが大流行し、350か所以上での発生が確認されています。このような厳しい状況を踏まえ、当所ではモニタリング調査、農家巡回、報告徴求等の疾病監視体制を強化して参ります。また、豚のオーエスキー病については、清浄性確認を継続するとともに周辺の状況を注視しながら、完全清浄化に向け尽力して参りますので、皆様の御協力をお願いいたします。

これからも、地域畜産を家畜衛生の分野から支えて参る所存ですので、よろしくお願いいたします。

所長 芦澤 尚義

～H31年度新体制のお知らせ～

所長 芦澤 尚義
次長 原 普

防疫課

主幹 小島 洋一
西川 潤 阿部 敬
清水 耕平 高梨 優希

衛生指導課

課長 古屋 聡子
鏝田 清子(庶務) 末政 奈津美
中山 雄大 中島 有美子
佐藤 沙樹 山桐 慶之

転出者

青木 茂、道本 昌信、進藤 彰、小形 次人

中国からの旅客の携帯品から アフリカ豚コレラの**生きたウイルス**が 分離されました！（1例目～2例目）

中国から我が国に持ち込まれた豚肉製品4件について、1月25日（金）に動物検疫所において遺伝子検査等を実施したところ、アフリカ豚コレラ（ASF）ウイルスの遺伝子が確認されました。

4件中2件からは**生きたウイルス**が分離され、これにより、実際に感染力を持つASFウイルスが我が国の水際まで到達していたことが証明されました。

現在、旅行客の急増に伴い、違法な畜産物の持ち込み件数も増加しています。

ASF等海外悪性伝染病の侵入リスクが増加しますので、農場への侵入防止のため、引き続き飼養衛生管理基準の徹底をお願いします！

	1例目	2例目
検体	豚ソーセージ（自家製）	豚ソーセージ
採取場所	中部空港	中部空港
出発地	上海	青島
経緯	税関	動物検疫所による口頭質問

☆☆☆☆☆☆飼養衛生管理の再徹底を！☆☆☆☆☆☆

- 飼養衛生管理基準の再確認
- 発生地域への海外渡航の自粛
- 農場出入り車両及び人の消毒の徹底
- 肉を含む可能性がある食品残さを餌として利用する場合は適切な加熱処理を行う
- 野生動物を農場へ侵入させない
- 死亡豚と野生動物との接触防止、家畜が死亡した際は処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管する



豚の様子がおかしいな、と思ったら…

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

動物検疫所からの 重要なお知らせ



別紙 2

2019年4月22日から

肉製品の違法な持込みに対する 対応を厳格化します。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ
場合には、3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金が科せられます。

